

Campus Life News

2016.06.20 Mon No.5

選挙に関する注意喚起

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成28年6月19日から施行され、選挙権年齢等の満18歳以上への引下げが実施されます。

学生の皆さんの中には、この機会に投票だけでなく、選挙運動にも積極的に関わっていきたくと考えている方もいるかもしれません。ただし、注意が必要です。

公職選挙法では、選挙運動について様々な制限があり、違反した場合、罰則等もあります。法令を遵守し、適切な行動をとるには、ルール正しい理解が不可欠です。

■「選挙運動」とは

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。

候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になります。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。

また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

■選挙運動は基本的に「ボランティア」

選挙応援のためのアルバイトには特に注意が必要です。例えば、チラシを配る者は、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、「選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものである」とされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事

務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。

なお、公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることは可能です。

■制度をきちんと理解しよう

上記のほか、インターネットの利用や飲食物の提供を受けることの可否など注意すべきことはたくさんあります。わからないことがあるときは、みなさん自身がインターネット等を利用して調べるなど、制度をただしく理解しようとする努力が必要です。

なお、参考ですが、総務省のホームページに、「私たちが拓く日本の未来」という、総務省・文部科学省が作成した高校生向けの平易な教材がありますので、こちらでもご一読ください。（今回の記事のうち、「選挙運動」とは、「■選挙運動は基本的に「ボランティア」」はこの教材を一部抜粋して作成しました。）

【川添学生担当理事・副学長のひとこと】

住民票を移して3ヶ月以上経過していなくても、不在者投票の手続きをすれば京都で投票をすることができます。また、期日前投票のことはご存知ですよね。有権者の権利を行使されることを期待しています。

総務省ホームページへのリンク



■不審者などのトラブルが増えています

本学キャンパス内で5月から6月にかけて、次のような不審者等によるトラブルが多発しています。これらの情報は、その都度、公式Twitter@CLI_KUでも周知していますが、あらためて注意喚起しますので、十分気を付けてください。

- ・女子学生の衣服に異臭を放つ液体をふきかける
- ・女子学生へのつきまとい
- ・女子学生に抱きつき写真撮影
- ・自転車盗難
- ・体育館更衣室などでの現金等貴重品の盗難
- ・学生用掲示板での不審火

なお、最悪の事態を避けるうえで、次のことを心がけるとともに、トラブルに遭遇した場合は、所属の教務担当又は教育推進・学生支援部学生課（TEL:075-753-2505）にご相談ください。

- ・夜間に一人で出歩かないこと
- ・周囲に人がいない場所は避けること
- ・周囲への警戒（不審者へのけん制にもなります。）
- ・防犯ベルの携帯、危険を感じたら110番
- ・知らない人にSNS等のアカウントを教えない
- ・駐輪する時は二重ロック
- ・貴重品から目を離さない、ロッカー使用時は必ず施錠

「学研災付帯海外留学保険」のお知らせ

海外留学用の保険「学研災付帯海外留学保険」の取り扱いを開始しました。平成28年6月以降に留学を開始予定の学生のみなさんからご加入頂けます。

一般の海外旅行保険よりも約30%も割安なので、留学や海外でのフィールドワーク等に行かれる方は、是非ご利用ください。

ご加入にあたっては、学研災に加入していること、海外渡航届を大学に提出していることが条件となります。

加入手続や詳細については、所属の教務担当又は教育推進・学生支援部国際教育交流課交流支援掛（TEL:075-753-2561）までご相談ください。

【川添学生担当理事・副学長のひとこと】

慣れない海外では、思ってもみなかった事故やトラブルに巻き込まれることがあります。海外に赴く場合には、ぜひとも加入するようにしてください。

課外活動施設のご紹介「白浜海の家」

学生のみなさん、和歌山県西牟婁郡白浜町に、本学の課外活動施設である「白浜海の家」があることをご存知でしょうか。平成20年にリニューアルされ、最大収容人数30名（和室2室、洋室3室）のとても快適な施設です。

施設の裏は海に続いており、近くには、南方熊楠記念館や本学が運営する水族館をはじめ、白良浜海水浴場、千畳敷、三段壁、円月島など有名な観光地があります。

また、夏以外の季節でも、温泉巡りやウインドサーフィンなど、たくさんの利用者が訪れています。

本学の学生・教職員であれば誰でも利用でき、サークルの合宿や観光、海水浴など様々な目的に利用できます。未だ利用されたことのない方は、この夏、利用してみてもどうでしょうか。



■ アクセス

JR紀勢本線「白浜」下車 → バス「臨海」下車 徒歩3分

■ 宿泊対象者

本学学生・教職員

（利用者の半数以上が本学学生・教職員であれば、友人・家族の同伴も可能です。）

■ 利用料金

1人1泊1,100円：食事なし。キッチンや調理器具が揃っていますので、多くの宿泊者が自炊しています。

（体育会会員は500円の補助が受けられます。詳細は体育会事務室へお問い合わせください。）

■ 予約方法

教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛の窓口（赤煉瓦棟2階）で直接お申込みください。

- ・予約は利用日の1カ月前から1週間前まで。
- ・7日間を越えて予約することはできません。



公式 Twitter、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご利用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご利用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：学生担当理事・副学長

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

Campus Life News URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>

